

福津市介護認定調査業務委託仕様書

福津市

1 委託業務の概要

(1) 背景及び目的

要介護認定に係る認定調査については、介護保険法第24条の2第1項第2号の規定により指定市町村事務受託法人に委託することができるとされている。本市では、現在、市直営及び指定市町村事務受託法人への委託により認定調査を実施しており、将来にわたり適正かつ円滑に認定調査を実施できる体制を維持し、本市の介護保険制度の円滑な運営を図るため、認定調査を委託する指定市町村事務受託法人を募集するものである。

(2) 受託者に求めること

ア 認定調査を迅速かつ適正に遂行することができるスキル・経歴・資格を持つ人材が提供できること。

イ 本市の調査委託件数を踏まえて、必要十分な要員が安定的に確保できること。

ウ 個人情報保護、機密保持、情報漏洩の防止等に対する安全対策を確実に行う体制・方法が確立されていること。

エ 繼続的に要員の業務スキルを維持・向上し、事務の効率性・利便性・正確性を確保すること。

2 委託業務の内容

(1) 名称

福津市介護認定調査業務委託

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

(3) 認定調査実施件数

月110件程度×12ヶ月=1,320件程度／年

(月により増減する可能性あり)

(4) 認定調査実施区域

福津市、宗像市、古賀市

(上記以外の区域について実施する場合は、別途協議を行う)

(5) 認定調査実施日時

調査開始時間は9:00、10:30、13:30、15:00を基本とする。あらかじめ調査可能な調査員及び日時を記載した調査割付表を本市へ提出し(調査月の前月中旬頃)、その割付表をもとに調査対象者を本市で調整し、調査依頼を行う。

(6) 管理責任者

受託業務の責任者として、本市と業務に関する連絡・調整・協議を行う管理責任者を配置すること。

(7) その他

ア 認定調査票の作成は、本市が指定した認定調査票様式(概況調査、基本調査)に記載するとともに、エクセルで作成された認定調査票様式(特記事項)の入力、印刷を行い、

提出すること。

- イ 調査基準は、「認定調査員テキスト 2009 改訂版（厚生労働省発行）」とする。
- ウ 認定調査票を提出する際は、調査票の点検（調査員テキストとの整合性、誤字脱字のチェック）を行うこと。
- エ 認定調査票提出後、本市及び宗像市・福津市介護認定審査会事務局より調査内容等の確認がある場合、ファクス及び電話等での対応を行うこと。
- オ 認定調査は、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に行わせること。
- カ 認定調査に従事する者について、その研修の機会を確保し、その資質の向上に努めること。
- キ 受託者は、認定調査に従事する者に対し、以下の任務を遂行させる義務を本市に対して負う。
 - ・対象者への訪問を行うとともに、認定調査を適正に実施する。
 - ・本市に速やかに調査結果を報告する。
- ク 認定調査に必要な移動の手段は、受託者が用意するものとする。
- ケ 認定調査の際に事故が発生した場合は、速やかに本市及び対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- コ 受託者は、毎月 10 日までに前月分の業務に係る実績報告書等を提出すること。

3 委託業務遂行上の留意点

(1) 情報セキュリティに関する考え方

本業務の性質を鑑み、受託者は以下の考え方を十分踏まえて業務を遂行すること。

ア 個人情報の保護

電子データや帳票等により知りえた申請者の個人情報については、情報の漏えい、滅失、き損等の防止、その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を十分に講じること。

イ 情報漏洩の防止

本業務に携わった者は、個人情報はもちろんのこと、業務の遂行を通じて知りえた情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

ウ その他情報セキュリティ対策の実施

本業務の実施にあたっては、本市の定める「福津市個人情報保護条例（平成 17 年 1 月 24 日条例第 10 号）」、「福津市個人情報保護条例施行規則（平成 17 年 1 月 24 日規則第 15 号）」、その他情報の保護に関する各種規定等については本市職員と同様に遵守とともに、個人情報の保護や業務上の機密の保持に留意すること。

(2) 関係法令等の遵守

受託者は、法令等に基づいて適正に業務を遂行すること。なお、本業務に関係する主な法令は以下のとおりである。

ア 介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）

イ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）

(3) **履行準備期間**

履行締結の翌日から履行開始日の前日までの期間は、円滑かつ適正な調査業務にかかる協議調整等の期間とする。

4 業務委託料の支払い

調査1件あたりの単価契約を行い、単価に月の実績件数を乗じた金額を月単位で支払うものとする。